

議案第一号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第十九条第十三号」を「第十九条第十四号」に改める。

第七条第六号中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第十五条第二項中「第十九条第十三号」を「第十九条第十四号」に改める。

第十五条の二第一項中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

第二十条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第二十四条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。」の下に「又は法第十九条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第二十八条中「第六条第五項」を「第六条第三項」に改める。

別表第一の六の項中「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を削る。

別表第二の五の項を次のように改める。

五	削除
---	----

別表第二の六の項中「後期高齢者医療関係情報」という。）の下に「、児童福祉法関係情報」を加え、「又は給付金」を「若しくは給付金の支給」に改め、同表の十三の項中「外国人生活保護関係情報」の下に「、障害者関係情報」を、「児童扶養手当関係情報」の下に「、特別児童扶養手当等関係情報、児童福祉法関係情報」を加え、「保育所又は」を「保育所若しくは」に改め、同表の十四の項中「児童扶養手当関係情報」の下に「、特別児童扶養手当等関係情報、児童福祉法関係情報」を加え、同表の十六の項中「地方税関係情報、」を削り、同表の十七の項中「又は」を「、」に改め、「子ども・子育て支援法関係情報」の下に「、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等関係情報、児童福祉法関係情報又は保育所等入所情報」を加え、同表の十八の項中「地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、」及び「、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報」を削り、同表の二十の項中「、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、」を「又は」に改め、「、障害者関

係情報又は障害者総合支援法関係情報」を削り、同表の二十五の項中「生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「又は」に改め、「又は障害者総合支援法関係情報」を削り、同表の三十の項中「地方税関係情報」を削り、「外国人生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報」を「又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表の三十九の項中「外国人生活保護関係情報、国民健康保険関係情報」を「又は外国人生活保護関係情報」に改め、同表の四十の項中「障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報」を「又は障害者関係情報」に改め、同表の四十一の項中「子ども・子育て支援法関係情報」を削り、「児童扶養手当関係情報」の下に「特別児童扶養手当等関係情報、児童福祉法関係情報」を加え、同表の四十二の項中「障害者関係情報、国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報」を「又は障害者関係情報」に改め、同表の四十六の項中「国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報」を「障害者総合支援法関係情報又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同表の四十七の項中「又は」を「生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関

係情報、外国人生活保護関係情報、」に改め、「児童福祉法関係情報」の下に「又は医療保険給付関係情報」を加える。

別表第三の四の項の次に次のように加える。

四の二 区長	法別表第一の八の項に定める児童福祉法に関する事務であって区規則で定めるもの	教育委員会	幼稚園入園情報であって区規則で定めるもの
--------	---------------------------------------	-------	----------------------

付 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

(説 明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（平成二十八年内閣府・総務省令第四号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。